

経済産業省経済産業政策局 知的財産政策室

「営業秘密管理指針の改訂について(案)」

パブリックコメント担当宛

「営業秘密管理指針の改訂について(案)」

氏名	委員長 窪田 英一郎
団体	(社) 日本国際知的財産保護協会 「営業秘密管理指針検討委員会」
住所	東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル4階 〒105-0001
電話番号	03-3591-5301
FAX番号	03-3591-1510
電子メールアドレス	eiichiro.kubota@lovells.com
御意見	
<p>・意見内容</p> <p>今回の改定版については、第3章において裁判所における保護の要件と情報漏洩を防止するための「高度な管理手法」を分け、あるいは豊富な参照ツールを用意するなど、より企業にとって使いやすい指針になっていると評価できる。この点から、協会としては今回の改定版は適切なものであると考える。以下は、参考として、会員から寄せられた意見を掲記する。</p> <p>意見(1)</p> <p>・該当箇所</p> <p>営業秘密管理指針(再訂版)23ページ</p> <p>【図利加害目的に当たらない例】末尾の※注記</p> <p>・意見内容</p> <p>注記(※部分)の表現を以下の趣旨に改めることが望ましい。</p> <p>「なお、上記【図利加害目的に当たらない事例】の中には、営業秘密侵害罪には当たらないが、場合により別途民事的な責任追及等につながる余地があるものや、企業における営業秘密管理として望ましくない行為に該当するものがあることなどから、企業内における営業秘密管理に関する規程の策定や教育に際しては十分留意すべきである」。</p> <p>また、「公益通報」や「労働組合活動」における使用に際して「場合により別途民事的な責任追及等に繋がる場合」についての具体例を示すべきである。</p>	

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

【当たらない事例】の3つ目として挙げられている、「残業目的で許可なく持ち出す」ことは、民事的な責任追及に繋がるか否かに関わらず、企業の営業秘密管理としては推奨できることではない。本指針が、企業における営業秘密管理体制の構築の参考となることを目的としていることから考えると、民事的責任追及に当たるか否かに関わらず、「刑事罰に当たらない行為であっても営業秘密管理上は望ましくない行為である」ことを明記すべきだと考える。

また、「公益通報のための使用」や「労働組合活動に際しての利用」が【当たらない事例】として挙げられていることは、刑事罰の適用範囲を明確にする意味から好ましいと考えるが、注記において、これらについても一律に「場合により民事的な責任追及等につながる余地がある」とすると、かえって萎縮効果を招く恐れがある。従って、民事的な責任追及が想定される例があるのであれば、それを示すべきである。

#### 意見(2)

・該当箇所

営業秘密管理指針（再訂版）25 ページ

【領得に当たらない事例】末尾の※注記

・意見内容

注記（※部分）の表現を以下の趣旨に改めることが望ましい。

「なお、上記【領得に当たらない事例】の中には、営業秘密侵害罪には当たらないが、場合により別途民事的な責任追及等につながる余地があるものや、企業における営業秘密管理として望ましくない行為に該当するものがあることなどから、企業内における営業秘密管理に関する規程の策定や教育に際しては十分留意すべきである」。

また、一つ目の事例（上司の許可を得た上でのコピー・持ち出し）は、民事的責任追及につながる可能性は低いことを明記すべき。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

本指針 23 ページ【図利加害目的に当たらない例】末尾の※注記に対する意見の理由と同様であるが、【当たらない事例】として挙げられているもの（特に二つ目と三つ目）は、民事的な責任追及に繋がるか否かに関わらず、企業の営業秘密管理としては推奨できることではない。本指針が、企業における営業秘密管理体制の構築の参考となることを目的としていることから考えると、民事的責任追及に当たるか否かに関わらず、「刑事罰に当たらない行為であっても営業秘密管理上は望ましくない行為である」ことを明記すべきだと考える。

また、一つ目の事例（上司の許可を得た上でのコピー・持ち出し）は、民事的責任追及につながる可能性は低いと思われるところ、一律に「場合により民事的な責任追及等

につながる余地がある」とすると、かえって従業員等の萎縮効果を招く恐れがある。注記において、「場合によって・・・」と記述されていることから、必ずしもこの事例が民事的な責任追及に繋がると断言しているわけではないことは理解するが、「わかりやすい指針」を目指す以上は、誤解を招かないように配慮すべきだと考える。

### 意見(3)

- ・ 該当箇所

#### 参考資料 2 各種契約書等の参考例

##### 第 6 取引基本契約書（製造請負契約）（抄）の例

##### 第 8 共同研究開発契約（抄）の例

- ・ 意見内容

上記の参考例については、営業秘密の帰属・管理に関する部分のみの文例とすべき。具体的には、以下の通り。

#### ○第 6 取引基本契約書（抄）

（秘密保持）、（図面等の管理）のみ

#### ○第 8 共同研究開発契約書（抄）

（定義）、（資料等提供）、（秘密保持）、（第三者との共同研究の禁止）、（研究成果の公表）、（研究成果の実施）、（有効期限）のみ

- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

本指針は営業秘密管理に関する指針であり、参考例といえども、知的財産権の帰属等、営業秘密管理以外の事項について規定例を明示するのは、指針の目的の範囲を逸脱していると考えられる。また、秘密保持誓約書例以外の契約書例（第 6、第 7 及び第 8）の中で、この二つの契約書例においてのみ、営業秘密管理と直接関係しない条項（（目的物の価格）（知的財産権の帰属）（目的物等に化体された秘密情報の帰属）（持分の譲渡）（利用発明等））が基本例として掲げられているのは、第 7 業務委託契約（抄）においては（秘密保持）と（再委託）[再委託時の秘密保持について規定]の二つの条項のみを基本例として掲げているのと整合していない。

営業秘密管理に関する条項については、本指針の本文においてその趣旨や事業者における管理体制上の必要性等が詳しく述べられており、誤解や誤利用を招く可能性は低いですが、それ以外の条項については、その趣旨・必要性・背景等はまったく述べられていないので、基本例として掲げることによる誤った利用を招く可能性は高い。従って、これらの規定は全て削除するか、少なくとも、基本例からは除外し、その趣旨や必要性についての解説をつけた上で、注記として記載するに留めるべきである。

## 意見(4)

- ・ 該当箇所

## 参考資料 1 営業秘密管理チェックシート

- ・ 意見内容

営業秘密管理チェックシートが必ずしも絶対的なものでないことは指針においても十分表現されていると思われるが、なお一層同チェックシートが一人歩きしないような配慮が必要であると考え。

- ・ 理 由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

- ① 本来、秘密管理性は諸要素の総合考慮によって判断されるものであり、数値化にはなじまないものである、
- ② 数字が一人歩きする恐れがある。例えば、裁判において、チェックシートに基づく点数の高低が、秘密管理性を肯定・否定すべき要素として主張されるといった事態が考えられる。また、チェックシートの点数を高くすること自体が会社の至上命題となり、会社の実情を無視した管理体制を構築しようとする動きを促進してしまうことも考えられる。

などの問題が挙げられる。

他方で、適切にチェックシートが用いられる限りにおいては、会社にとって自己の営業秘密管理体制を評価するために参考となる資料であることは評価できる。

従って、同チェックシートを用いるにあたっては、それが1つの参考資料となるに過ぎず、同チェックシートを用いることで秘密管理性の有無の帰趨が決するものではないことをなお一層周知させるべきである。